

ふるさと藍住応援事業協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと藍住応援事業実施要綱に掲げる対象事業に賛同していただける方を広く募るとともに、地元産品等のPR、販売促進及び地域産業の活性化などにつなげるために、ふるさと納税制度を活用した寄附者に記念品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募の要件

協力事業者は、次の要件に全て適合する必要があります。

- (1) 藍住町内に本店、支店、営業所、工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者、若しくは、藍住町内の藍染め工房で藍染めされた商品を取り扱う法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 本人（法人、団体にあつては代表者）及び従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3 返礼品の要件

- (1) 次の要件に全て適合する必要があります。
 - ア 藍住町内で栽培、生産、製造、加工又は販売されているもの、若しくは、藍住町内で提供される体験等のサービスであること。
 - イ 藍住町内産品のPRや観光誘客につながるものであること。
 - ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も内容により可能とします。
 - エ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、3日以上消費期限・賞味期限が保証されるものであること。
 - オ 各行政機関の許認可等が必要なものは、適法な手続を済ませていること。
- (2) 次の6つの価格区分とします。

寄附金額	返礼品の価格
5,000円以上	1,500円以下（税・梱包代込み）
15,000円以上	1,501円以上4,500円以下（税・梱包代込み）
30,000円以上	4,501円以上9,000円以下（税・梱包代込み）
50,000円以上	9,001円以上15,000円以下（税・梱包代込み）
100,000円以上	15,001円以上30,000円以下（税・梱包代込み）
300,000円以上	30,001円以上90,000円以下（税・梱包代込み）

※送料はこちらで負担します。

※下記に該当する商品等は対象外としますので十分ご注意ください。

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」

（平成28年4月1日付総税企第37号）（抜粋）

- 2 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
 - (1) イ 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。
 - ①金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - ②資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

4 事業の流れ



※寄附者へ直接返礼品を発送することも可能ですのでご相談ください。
その場合でも、送料は町が負担します。

5 協力事業者のメリット

- (1) 町のホームページやチラシ、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などに返礼品の画像、返礼品名、事業者名等が掲載されます。
- (2) 寄附者への返礼品発送の際、自社製品等のパンフレットを同封することにより、販売促進、PRが可能です。ただし、協力事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時に同封する場合に限ります。

6 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報の取り扱いについて、藍住町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的では使用できません。

7 申込方法

「ふるさと藍住応援事業協力事業者参加申込書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、返礼品の写真又はパンフレット等を添付して、藍住町役場企画政策課ふるさと納税担当へ、郵送又は持参により提出してください。

※写真データがありましたら同時に提出してください。

8 協力事業者及び返礼品の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断して協力事業者及び返礼品の登録を決定し、その結果を申込者へ通知します。

9 その他留意事項

- (1) 返礼品に係る事故、トラブル等の苦情があった場合は、協力事業者が適切に処理してください。
- (2) 協力事業者は、決定した返礼品を変更、辞退する場合や販売中止など、提供できない問題が発生した場合は、速やかに町へ報告してください。
- (3) 町は、協力事業者又はその返礼品が本要項3又は4に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- (4) 町は、申込内容に虚偽があった場合、もしくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消します。

10 申込み・問い合わせ先

藍住町役場 企画政策課 ふるさと納税担当
〒771-1292 藍住町奥野字矢上前52-1
TEL: 088-637-3124 FAX: 088-637-3155